

エクセディ健保発第 60 号
令和 8 年 2 月 26 日

事業主・被保険者 各位

大阪府寝屋川市木田元宮1丁目1番1号
エクセディ健康保険組合
理事長 山村佳弘
TEL.072-824-4281



健康保険料率改定のお知らせ

拝啓 平素は当健康保険組合の事業運営につきましては、格別なご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、令和 8 年 2 月 12 日開催の第 129 回組合会において、令和 8 年度保険料率については、下記のように決定いたしましたので、お知らせいたします。

何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

敬具

記

健康保険料率について

健康保険料率	新(改定後)	現行(改定前)
	令和 8 年 3 月分 (4 月徴収分)から	令和 8 年 2 月分 (3 月徴収分)まで
(一般保険料率)※1	8.970%	9.170%
(調整保険料率)※2	0.130%	0.130%
合計	9.100%	9.300%
負担割合	事業主	4.650%
	被保険者	4.650%

※1.加入者への医療給付・保健事業、高齢者医療制度への拠出金などに充てるための保険料率

※2.健康保険法による健康保険組合連合会「交付金交付事業」の財源に充てるための保険料率

(改定の理由)

医療費や拠出金等の急激な変化に備え余剰金から積み立てる「準備金」及び「別途積立金」の総額が令和 7 年度の決算残金見込額より健康保険法による「法定準備金」額に対し一定の水準を超えることが見込まれるため、健康保険料率を「0.2%」引き下げ、加入者への還元により積立額の適正化を図ります。